

『税制非適格ストックオプション 通達改正で給与所得に明確化』

国税庁は、税制適格ストックオプションの発行等において、権利行使価額要件に係る「契約時の1株当たりの価額」に関し、株価算定ルールが明示されておらず、不安定な税務実務との指摘を踏まえ、通達改正の手続きに入った。改正案の概要として「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」(法令解釈通達)等を、「権利行使価額要件に係る『契約時の1株当たりの価額』については、所得税基本通達23から35共-9の例(売買実例等)」によって算定することとし、その上で、取引相場のない株式についての「契約時の1株当たりの価額」については、財産評価基本通達の例によって算定することを認めるとした。

併せてQ&Aも発表し、税制非適格ストックオプションの課税関係について、【無償・有利発行型】有償型【信託型】に分けて例示解説。信託型は、(1)当該信託には発行会社又は発行会社等が信託会社に信託した金銭に対し、法人課税が行われる(2)発行会社が役職員を受益者に指定し、役職員に当該ストックオプションを付与した場合の経済的利益について課税関係は生じない。(3)役職員が当該ストックオプションを行使して発行会社の株式を所得した場合、その経済的利益は給与所得となる、としている。



『新たなインバウンド拡大へ アクションプラン決定ー観光庁』

第20回観光立国推進閣僚会議(主宰:内閣総理大臣)が開催され、「新時代のインバウンド拡大アクションプラン」を決定し、これまでの「外国人観光客を呼び込む」という観点から更に「インバウンド需要をより大きく効果的に根付かせる」方策に向け取りまとめた。

当該プランによると「ビジネス分野」、「教育・研究分野」、「文化芸術・スポーツ・自然分野」の3つの分野を柱とし、合計約80の施策によって、国際的な人的交流を伴う取組みの深化と掘り起しを図る。

分野ごとに目標を掲げており、「ビジネス分野」では、(1)ビジネス目的での訪日外国人旅行消費額を2割増加(8,600億円(R7)) (2)国際会議の開催件数をアジア主要国で3割以上、世界5位以内(R12) (3)展示会・見本市への外国人参加者数を2割増加(167千人(R7))。「教育・研究分野」では(1)海外からの研究者の受入れ数を2割増加(16千人(R7)) (2)科学技術・自然・医療等に係る国際会議への外国人参加者数を2割増(186千人(R7))。「文化芸術・スポーツ・自然分野」では(1)世界のアート市場における売上額シェアを7位に(2)スポーツ目的の訪日外国人旅行者数を2割増加(270万人(R7))、としている。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー
葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号
(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com